

# ○野田市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年4月24日

野田市告示第73号

改正 平成19年7月5日告示第128号

平成22年3月30日告示第60号

平成24年6月1日告示第128号

平成25年6月18日告示第108号

平成26年9月29日告示第189号

(設置)

第1条 児童虐待の防止及び要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「要保護児童」とは、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び要保護児童等に対する支援に関する協議を行う。

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関等をもって構成する。

(1) 別表第1に掲げる関係機関

(2) 別表第2に掲げる職にある者のうち市長が指名した者

(3) 別表第3に掲げる関係団体の役員又は委員のうち市長が指名した者

2 市長は、毎年度、協議会名簿を作成し、関係機関等の名称又は氏名を登載するものとする。

3 市長は、前項の名簿に登載された個人がその職を辞したときその他の理由

により欠員が生じた場合は、速やかにこれに代わる者を指名し、その氏名を当該名簿に登載するものとする。

4 市長は、第2項の名簿に登載されたものの職員若しくは構成員又は個人のうちから、第6条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

5 市長は、前項の規定により指名した委員に欠員を生じたときは、速やかにこれに代わる委員を指名するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第6条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議をもって組織する。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能する環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

(2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

(3) 協議会の年間活動方針に関すること。

(4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等の連携強化並びに児童虐待の防止対策及び要保護児童等の支援対策の充実を図るため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童等に関する情報交換に関すること。

(2) 要保護児童等の実態把握に関すること。

(3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。

- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議に座長及び副座長1人を置く。

3 座長及び副座長は、市長が指名する。

4 実務者会議は、座長が招集し、主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(個別支援会議)

第9条 個別支援会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

(3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。

(4) 個別の要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。

(5) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。

(6) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別支援会議に座長及び副座長1人を置く。

3 座長及び副座長は、市長が指名する。

4 個別支援会議は、座長が招集し、主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第10条 法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関は、児童家庭部児童家庭課とする。

(平22告示60・一部改正)

(要保護児童対策調整機関の業務)

第11条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、児童家庭部児童家庭課において行う。

(平22告示60・一部改正)

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月5日野田市告示第128号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日野田市告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月1日野田市告示第128号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年6月18日野田市告示第108号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日野田市告示第189号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項第1号)

(平19告示128・平22告示60・平25告示108・一部改正)

関係機関
------

千葉県柏児童相談所、千葉県野田健康福祉センター、千葉県立野田特別支援学校、千葉県野田警察署、野田市保健福祉部、野田市児童家庭部、野田市教育委員会学校教育部、野田市立小学校、野田市立中学校、社会福祉法人野田市社会福祉協議会、野田市立保育所を管理する指定管理者、野田市内の私立の認可保育所、一般社団法人野田市医師会、一般社団法人野田市歯科医師会、野田市内の私立の認可幼稚園
--

別表第2（第4条第1項第2号）

（平26告示189・一部改正）

職
---

民生委員及び児童委員（主任児童委員である者を除く。）、主任児童委員、人権擁護委員、野田市家庭児童相談員、野田市母子・父子自立支援員、野田市保健推進員、弁護士
--

別表第3（第4条第1項第3号）

（平24告示128・一部改正）

関係団体
------

野田市小中学校PTA連絡協議会、野田市青少年問題協議会、野田市女性団体連絡協議会、野田市自治会連合会
--